平成２１年（フ）第２４１号
岐阜県多治見市大畑町１丁目312番地の38
債務者　深川　真実
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第４４６号
静岡県沼津市井出229番地の３　コンフォール井出102、前住所静岡県裾野市佐野724番地の１　エルディムすずき103
債務者　杉山　　剛
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５６０号
静岡県伊東市桜ガ丘１丁目２番２号　第一寿荘２Ｆ201号
債務者　佐藤　雅美
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３２３９号
名古屋市北区中丸町２丁目４番地の２　第２協栄ビル301号
債務者　前嶋　　彰
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２３号
京都府亀岡市下矢田町４丁目８番４号
債務者　西河こと　谷口　育子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第８１号
京都府福知山市字堀1686番地　細見アパート12号
債務者　フジ代行サービス、藤総業こと　藤田　一義
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第５７１３号
大阪市東成区玉津３丁目６番21号
債務者　高田　章子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０４１号
大阪府東大阪市水走２丁目12番13号
債務者　中右　大作
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１７２号
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目１番12―206号
債務者　池田　英生
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２１５号
大阪市淀川区十八条１丁目９番44―602号
債務者　瀬戸　宏一
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３８４号
大阪府高槻市西冠３丁目８番16号エクレセント高槻Ｂ棟107
債務者　田中　勝美
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４２６号
大阪府高槻市奈佐原２丁目６番９―104号
債務者　市橋　直輝
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４２７号
大阪府高槻市奈佐原２丁目６番９―104号
債務者　市橋　広美（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５０３号
大阪府豊中市本町１丁目４番18―303号
債務者　森山　　清
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５１４号
大阪府豊中市箕輪１丁目９番６―106号
債務者　阪本顕こと　阪本　和利
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６３７号
大阪市東成区大今里１丁目20番19号
債務者　水山龍二こと　姜　　京河
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９０５号
大阪府寝屋川市本町15番13号
債務者　佐々木　豊
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９６２号
大阪市平野区長吉出戸７丁目11番９号
債務者　床並　正章
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部